

令和5年第9回八頭町議会定例会発議提案理由

◎発議第13号

八頭町議会会議規則の一部改正について

この会議規則の一部改正は、

- ① 議会関係資料の印刷枚数の削減及び効率的な閲覧をするため
 - ② タブレット端末を議場又は委員会の会議室で使用できることとしたため
- 以上により、議会の効率的な運営に寄与し、もって信頼される議会の実現に資することを目的とするもの

地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び八頭町議会会議規則第14条の規定により提出します。

◎発議第14号

八頭町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

議会議員の期末手当の支給月数を0.05月分引上げ、八頭町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正を行うとするものです。

これは令和4年第11回八頭町議会臨時会で提案された本条例の一部改正と同様の内容で、具体的には、6月期支給分1.70月、12月期支給分1.70月を合せて3.4月となります。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第112条及び八頭町議会会議規則第14条の規定により提出します。